

船議庶第105号
平成24年4月26日

船橋市監査委員 様

船橋市議会
議長 七戸 俊治

平成20年度包括外部監査結果に係る措置について（通知）

平成21年2月23日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成20年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、平成21年8月31日付船議庶第459号をもって通知したところですが、その後、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第252条の38の規定に基づき通知します。

記

ページ	番号	区分	事項	措置状況
83	Ⅱ-1-1	意見	政務調査費収支報告書に各支出項目の領収書等が添付されているが、例えば、複数領収書がある項目については、収支報告書の費用額と合計が一致するよう、総勘定元帳に相当する内訳明細を添付し提出を求められないか検討が必要と考えられる。	現在、議員のあり方検討委員会において検討されている。
84	Ⅱ-1-1	意見	政務調査目的の支出を裏付ける添付資料を収支報告書に添付されることが望まれる。例えば、書籍代なら書籍名、視察ならば視察ルート・目的とその報告（成果）が分かる資料を提出することができないか、検討が望まれる。	同上